

新監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年12月25日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成29年3月27日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1) 対象団体

公益財団法人新潟市国際交流協会

(2) 所管課

新潟市観光・国際交流部国際課

第4 監査の着眼点

(1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。

(2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

平成30年4月から平成31年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟市国際交流協会の執務室等

(2) 実施日程

令和元年8月5日から令和元年12月25日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益財団法人新潟市国際交流協会

(新潟市中央区礎町3ノ町2086番地 クロスパルにいがた内)

(2) 基本財産

10億円(全額新潟市出捐 平成2年設立時5億円 平成3年5億円増額)

(3) 設立目的及び事業

定款では、新潟の地理的及び歴史的特性を活かし、市民の諸外国との交流及び協力活動並びに在住外国人への支援を推進することにより、多様な文化を相互に認め尊重し、ともに生きる豊かな社会づくりに寄与することを目的とし、当該目的を達成するため次の事業を行うこととしている。

(ア) 在住外国人及び留学生の支援

(イ) 国際理解及び異文化理解の促進

(ウ) 国際交流及び協力活動の推進

(エ) 広報、啓発並びに情報の収集及び提供

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 沿革

平成2年 新潟市より基本財産として5億円の出捐を受け設立。

平成3年 新潟市より基本財産として5億円の増額出捐を受ける。

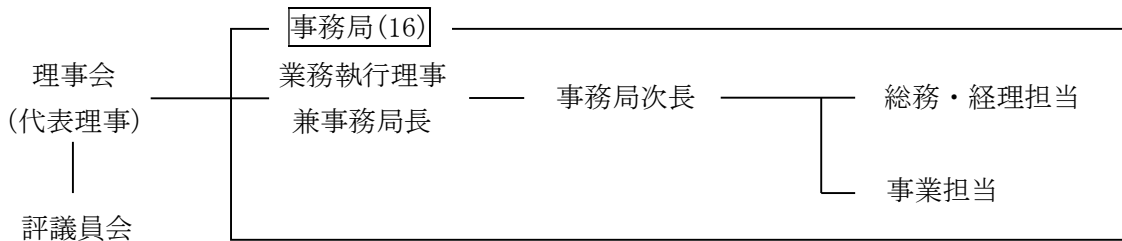
平成17年 クロスパルにいがた内の新潟国際友好会館へ移転。

平成24年 「公益財団法人 新潟市国際交流協会」へ移行。

(5) 組織及び職員体制

公益財団法人新潟市国際交流協会(以下「協会」という。)には、業務執行の決定等を行う理事会のもと、事務を処理するための事務局が設置されている。

○組織図(平成30年4月1日現在)



※カッコ内の数字は職員数(市兼務職員を含む。)

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成30年度	平成29年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	9,360,554	8,027,722	1,332,832
2 固定資産	1,015,735,156	1,016,125,153	▲389,997
(1)基本財産	1,000,000,000	1,000,000,000	0
(2)特定資産	15,500,316	15,890,313	▲389,997
(3)その他固定資産	234,840	234,840	0
資産合計	1,025,095,710	1,024,152,875	942,835
II 負債の部			
1 流動負債	5,025,996	3,940,559	1,085,437
2 固定負債	9,100,000	8,490,000	610,000
負債合計	14,125,996	12,430,559	1,695,437
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	1,003,400,316	1,004,400,313	▲999,997
2 一般正味財産	7,569,398	7,322,003	247,395
正味財産合計	1,010,969,714	1,011,722,316	▲752,602
負債及び正味財産合計	1,025,095,710	1,024,152,875	942,835

※各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	平成30年度	平成29年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	38,242,447	38,619,231	▲376,784
経常費用	37,995,052	38,540,434	▲545,382
当期経常増減額	247,395	78,797	168,598
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	247,395	78,797	168,598
一般正味財産期首残高	7,322,003	7,243,206	78,797
一般正味財産期末残高	7,569,398	7,322,003	247,395
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	▲999,997	▲999,695	▲302
指定正味財産期首残高	1,004,400,313	1,005,400,008	▲999,695
指定正味財産期末残高	1,003,400,316	1,004,400,313	▲999,997
III 正味財産期末残高	1,010,969,714	1,011,722,316	▲752,602

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7)本市からの財政的援助等の状況

ア 基本財産運用益の状況

本市は、平成2年の協会設立時に5億円を出捐し、さらにその翌年の平成3年にも5億円を追加で出捐するなど、協会による基本財産運用益を活用した国際交流の推進を図ってきた。

協会は財政的に自立した経営を行うため、平成14年以降、基本財産を高金利の外国債で運用するなど、本市からの財政的援助に頼らずに事業費を賅ってきたが、平成20年のリーマンショックに伴う急激な円高等の影響により、運用していた外国債が次々と早期償還となり、以降国内債により運用しているものの、国内金利も超低金利時代となるなど、近年の資金運用を取り巻く環境は厳しい状況にあり、平成26年度以降は基本財産運用益だけでは事業費を賅えない状況となっている。

イ 補助金の状況

基本財産運用益の減少に伴い、本市からの補助金の額は年々増加しており、協会の経常収益に占める本市からの補助金の割合は、平成25年度には0%だったものが、平成30年度では83.9%となるなど、現在の協会の財政状況は、本市からの補助金がなければ事業が実施できないほど、本市からの財政的援助に対する依存度が高い水準となっている。

○基本財産の運用益及び補助金の推移

(単位:千円)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
基本財産運用益(A)	33,887	22,575	7,712	3,221	2,831	2,792
補助金(B)	0	12,700	28,874	31,700	32,410	32,072
経常収益(C)	36,412	38,711	39,030	38,317	38,619	38,242
経常収益に占める 基本財産運用益の 割合(A)/(C)	93.1%	58.3%	19.8%	8.4%	7.3%	7.3%
経常収益に占める 補助金の割合 (B)/(C)	0%	32.8%	74.0%	82.7%	83.9%	83.9%

※市の外郭団体評価調書等に基づいて作成

第9 監査の結果

監査した結果、監査対象団体は設立目的に沿った事業運営が行われており、その他の事務についても、概ね適正に行われていることを確認した。

なお、以下のとおり、一部の事務において、軽微な事務処理誤りが認められた。また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び市所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1)指摘事項

該当なし

(2)軽微事項

ア 当年度に発生した費用の未払計上が漏れていたもの 団体

【事実】

当年度中に発送したメール便の費用 17,000 円について、当年度の未払金として計上すべきところ、未払計上せず翌年度の支払時に費用として会計処理を行っていた。

【見解】

当該費用は翌年度号の会報などを発送するための費用であるが、実際に役務の提供を受けた当年度の費用として認識し、対応する負債を未払金として計上する必要がある。

イ 賞与に係る給与規程の改正が漏れていたもの 団体

【事実】

諸給与支払明細書の平成 30 年 12 月賞与額は、給与と地域手当の月額を合算額で計算されていたが、協会の給与規程第 17 条の賞与の基礎額には、地域手当を合算する旨の規定がなかった。

【見解】

市給与条例第 22 条に、期末手当基礎額は地域手当を合算する旨の規定があることから、協会は市に準じた取り扱いをしていたが、給与規程の改正を行っていなかったものである。適正な取扱いにするため、給与規程の改正が必要である。

ウ 賞与引当金を計上する際に、賞与額に対応する社会保険料が見積もられていなかったもの 団体

【事実】

財務諸表に賞与引当金を計上する際は、計上する賞与額に対応する社会保険料の事業主負担額も併せて見積もる必要があるところ、計上されていなかった。

【見解】

社会保険料負担は必ず発生するもので、金額も正確に計算できるため、会計上は負債として計上すべきである。

(3)意見

本市の人口は平成17年をピークに減少局面に入り、今後も減少していくことが見込まれている一方で、本市に居住する外国人はこの10年で約1,000人増加している。国においても、人口減少に伴う人手不足に対応するため、平成31年4月から外国人労働者の受入れを拡大するなど、外国人をめぐる状況は近年大きく変化しており、本市に居住する外国人は今後も増加していくものと思われる。

協会はこれまでも本市の歴史的、地理的特性を活かした「対外交流の推進」と「多文化共生のまちづくり」に向け取り組んできたところであるが、今後も増加が見込まれる外国人に対応していくためには、日常生活に対する支援にとどまらず、近年多発する地震や水害などの災害時における支援なども期待され、今後は特に多文化共生の分野において協会の果たすべき役割は益々増していくものと思われる。

しかし、本監査において協会の経営状況及び財政状態を確認したところ、平成26年度以降は本市の全額出捐による基本財産の運用益だけでは年間の事業費を賄えず、本市からの補助金によりその不足を補うようになり、平成30年度には経常収益に占める本市からの補助金の割合が83.9%となるなど、近年の協会の経営が本市からの財政的援助に大きく依存している状況が見受けられた。今後、協会が求められる役割を果たしていくためには、そのための財源が必要であることは言うまでもないことであるが、現在のように自主財源に乏しく、本市からの補助金に依存する状況が続けば、本市の厳しい財政状況の影響を大きく受け、公益目的上必要な事業に対して十分な財政的援助を得ることができなくなるおそれがある。このような状況の中で、限られた財源を有効に活用するためにも、協会には、求められる役割、期待される役割を念頭に置いて、現在の事業内容をあらためて見直すとともに、時代のニーズに合った事業を展開していくことが求められる。

また、協会は本市が平成2年から平成3年にかけて出捐した10億円を基本財産としているが、協会の設立当時は現在とは状況が異なり、金利も高く、基本財産の運用益を主な財源とした事業運営が可能であった。しかし、設立から30年近くが経過し、現在は超低金利時代を迎えるなど、社会情勢は当時から大きく変化しており、事業の運営に必要な財源を基本財産の運用益から十分に確保することは困難な状況となっている。このような状況は、協会に限らず本市が出捐して設立した他の財団法人にもいえることではあるが、その中でも協会への出捐額は最も多額であり、今後金利が劇的に高騰し、設立当時のような状況が再来することは見込まれない現在の状況においては、この当初の目的を失いつつある基本財産の有効活用も課題の一つといえる。

これらの課題に対応し、今後の増加が見込まれる外国人との多文化共生を推進していくためにも、協会は所管課である国際課と今後の協会のあり方について検討し、協会が今後も時代のニーズに合った公益目的上必要な事業を安定的に継続していくことのできる体制が構築されることを望むものである。